

経 済 産 業 省

20240110貿局第2号
輸出注意事項2024第2号
輸入注意事項2024第1号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月25日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～25（略）		別表第1～25（略）	
別紙1～10（略）		別紙1～10（略）	
別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質 A. ～D.（略） E. 35の3（6）の規制物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律規定の第一種特定化学物質）		別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質 A. ～D.（略） E. 35の3（6）の規制物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律規定の第一種特定化学物質）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
060090	(略)	060090	(略)
060100	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	060100	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
060110	(略)	060110	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
060350	(略)	060350	(略)
<u>060360</u>	<u>ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFH_xS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩</u>	(新設)	(新設)
F. ～H.（略）		F. ～H.（略）	
別紙12（略）		別紙12（略）	